

健康なまちづくりにおける相互応援に関する協定書

習志野市及び上野村（以下「協定市村」という。）は、健康なまちづくりにおける相互応援（以下「相互応援」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市村が連携協力して実施する相互応援について必要な事項を定めそれぞれの地域住民の健康増進と地域の活性化を図ることを目的とする。

（相互応援の内容）

第2条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 習志野市は、上野村が所有する豊富な健康づくり資源（森・水・温泉・特産品等）を、習志野市民の健康づくりのための事業に活用すること。
- （2） 習志野市は、上野村が実施する健康づくりに関連する事業について、広報、ホームページ、パンフレット等を通じて、習志野市民に周知すること。
- （3） 協定市村が実施するイベント等の事業に、協定市村及びそれぞれの地域住民が参加できるよう努めること。

2 前項各号に定めるもののほか、協定市村は、特に相互応援が必要と認めたときは、当該相互応援の内容を相手方に要請することができる。

（情報の交換）

第3条 協定市村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、協定市村からの特段の申し出がない限り、期間満了の日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、相互応援に関する事項は、協定市村が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、協定市村が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市村署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月15日

千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

市長

宮本泰介

群馬県多野郡上野村大字川和11番地

上野村

村長

神田強平